

<本校関係者が感染、濃厚接触等した場合の待機期間等一覧>

区分	感染した場合	濃厚接触者に特定された場合	その他感染者との接触が疑われる場合 (濃厚接触者に特定されなかった場合)		濃厚接触者との接触が疑われる場合		発熱等の症状がある場合	緊急事態宣言（自治体独自のものを含む。）又はまん延防止等重点措置の実施区域への移動
			4. ①	4. ②	5. ①	5. ②		
本文中の該当番号	1.	3.	4. ①	4. ②	5. ①	5. ②	6.	7.
登校、出勤等の時期、自宅待機等	登校、出勤等の時期は、 リスク管理室会議で決定 する。	<u>濃厚接触した日の翌日から14日間経過後</u> に登校、出勤等する。	保健所からPCR検査等を受検するよう指示され、検査結果が陰性であった場合 検査結果が判明した日の翌日から 2日間経過後 に登校、出勤等する。	保健所からPCR検査等を受検するよう指示されなかった場合 自宅待機終了 (ただし、自主的にPCR検査等を受検する場合は、その検査結果が判明するまで自宅待機)	当該濃厚接触者の検査結果が陽性である場合 左欄のとおり	当該濃厚接触者の検査結果が陰性である場合 自宅待機終了	PCR検査等を受検しなかった場合 症状が治まった日の翌日から 2日間経過後 に登校、出勤等する。	PCR検査等を受検し、検査結果が陰性であった場合 <u>検査結果が判明し、かつ、症状が治まった日の翌日から2日間経過後</u> に登校、出勤等する。 原則として禁止とし、やむを得ない事情がある場合は、 <u>帰鹿した日の翌日から1週間の登校、出勤の自粛</u> を条件に許可することがある。